別紙１

令和８年度

下関市公共下水道事業計画変更図書作成業務

一　般　仕　様　書

下関市上下水道局下水道管路課

第１章　総則

１．業務の目的

本委託業務（以下、「業務」という。）は、発注者において、公共下水道事業を施行するに当り、特記仕様書に示す事項に係る下水道法第4条及び都市計画法第60条に規定する事業計画を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。

２．一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

３．費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

４．法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

５．中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

６．秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

７．公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

８．提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届　（ロ）工程表　（ハ）管理技術者届　（ニ）職務分担表　（ホ）完了届

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

９．管理技術者及び技術者

① 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせると共に、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

② 管理技術者は、技術士（総合技術管理部門（下水道）、上水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

③ 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

１０．工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

１１．成果品の審査及び納品

① 受注者は、成果品完成後に本市の審査を受けなければならない。

② 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

③ 成果品の検査に合格後、成果品一式を納品し、本市検査員の検査を持って、業務の完了とする。

１２．関係官公庁等との協議

受注者は関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

１３．参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

１４．参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

１５．証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

１６．疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第２章　調査・計画

１．一般的事項

受注者は、調査及び計画に当り、十分な検討を加えるとともに、問題点及び疑義等が生じたときは遅延なく打合せを行うものとする。

２．業務の手順

① 業務は、十分な協議打合せの後施工するものとする。

② 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。

③ 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

なお、上記の打ち合わせは、対面での実施が困難な場合は、オンライン会議システム等による実施も可能とする。オンライン打ち合わせとする場合は、事前に本市に連絡すること。

3．現地踏査

現地踏査は対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

4．調査及び計画

受注者は、本市より提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、特記仕様書に示す「業務の内容」に基づいて図書を作成するものとする。

5．まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認ならびに作業内容の照査を行う。

第3章　参考図書

1．参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

① 下水道事業の手引（日本水道新聞社）

② 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）

③ 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）

④ 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）

⑤ 下水道維持管理指針（日本下水道協会）

⑥ 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（日本下水道協会）

⑦ 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）

⑧ 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）

⑨ 下水汚泥広域利活用検討マニュアル（国土交通省）

⑩ 新都市計画の手続（都市計画協会）

⑪ 広域化・共同化計画策定マニュアル（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）

⑫ 下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）

別紙２　　令和８年度 下関市公共下水道事業計画変更図書作成業務

特記仕様書

１.特記仕様書の適用範囲

この特記仕様書は、「令和８年度 下関市公共下水道事業計画変更図書作成業務」の条件書とする。

２.業務の目的

本業務は、下関市公共下水道事業のうち、令和６年３月に策定した「下関市雨天時浸入水対策計画」に位置付けられた計画内容を事業計画に反映させるとともに武久中継ポンプ場の能力不足を補うために必要な施設である第２武久中継ポンプ場の事業実施に向けて下水道法事業計画、都市計画法事業認可の変更に必要となる各図書を作成することを目的とする。

３.業務の内容

（１）　下水道法事業計画事業計画変更図書作成

主な変更内容は、以下のとおりとする。

1)事業計画(単独公共下水道)(汚水・雨水計画共)

汚水面積(5,353)ha 雨水面積(5,377)ha

2)計画諸元、施設計画の見直し

令和６年３月に策定した「下関市雨天時浸入水対策計画」で策定された計画諸元、施設計画について令和６年度に見直しされた全体計画、最新の事業計画の計画諸元に基づいて精査し、必要に応じて計画諸元、施設計画(管路施設、ポンプ施設、処理施設)の見直しを行う。

また、第２武久中継ポンプ場については、基本設計成果品との整合についても確認する。

3)その他

事業計画の目標年次、計画区域の変更は行わない。

4)下水道法事業計画変更図書の作成

変更内容に応じた事業計画変更図書の作成を行う。また、主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針に係る作業は含まないものとする。

（２）　都市計画法事業認可申請図書作成

下水道法事業計画の変更に伴い、下関市公共下水道に係る都市計画法事業認可の変更に係る図書の作成を行う。

4.業務対象面積及び区域

区 分		全体計画面積(ha)	事業計画面積(ha)		
			既存面積	新規	計
公共下水道事業	筋ヶ浜処理区	―	723	―	723
	彦島処理区	793	793	―	793
	山陰(中央)処理区	2,952	2,229	―	2,229
	山陽処理区	1,318	1,318	―	1,318
	川棚小串処理区	290	290	―	290
	小計	5,353	5,353	―	5,353

5.作業項目

(1)事業計画

業務の種別		対象面積(ha)	備考
基本作業の確認		2,952	筋ヶ浜、山陰※1
基礎調査	関連計画の資料収集・整理	2,952	筋ヶ浜、山陰※1
	下水道整備・維持管理状況の確認	2,952	〃
	まとめと照査	2,952	〃
汚水管きょ計画	施設設計・点検の基本方針	―	
	枝線ルートの設定	―	
	区画割及び面積測定	―	
	流量計算	2,952	筋ヶ浜、山陰※1
	雨水管きょ計画との調整	―	
	区画割平面図作成	―	
	幹線管きょ縦断面図作成	―	
	幹線管きょの施設平面図作成	―	
	幹線管きょの流量計算表作成	―	
	下水道計画一般図作成	―	
	関連管理者協議用図書作成	―	
	概算事業費の算出	―	
	まとめと照査	2,952	筋ヶ浜、山陰※1
雨水管きょ計画	施設設計の基本方針	―	
	既設水路の流下能力検討	―	
	枝線ルートの選定	―	
	区画割及び面積測定	―	
	流量計算	―	
	区画割平面図作成	―	
	幹線管きょ縦断面図作成	―	
	幹線管きょの施設平面図作成	―	
	幹線管きょの流量計算表作成	―	
	下水道計画一般図作成	―	
	関連管理者協議用図書作成	―	
	概算事業費の算出	―	
	まとめと照査	―	

汚水ポンプ場計画	基本方針	2,952	筋ヶ浜、山陰※1
	年度別流入水量の検討	－	
	維持管理方式の検討	－	
	容量、水理計算	2,952	筋ヶ浜、山陰※1
	施設計画	－	
	配置計画	－	
	各種図面作成	2,952	筋ヶ浜、山陰※1
	概算事業費の算出	－	
	まとめと照査	2,952	筋ヶ浜、山陰※1
雨水ポンプ場計画	基本方針	－	
	維持管理方式の検討	－	
	容量、水理計算	－	
	施設計画	－	
	配置計画	－	
	各種図面作成	－	
	概算事業費の算出	－	
	まとめと照査	－	
終末処理場計画	基本方針	－	
	年度別流入水量の検討	－	
	水処理及び汚泥処理方式の検討	－	
	維持管理方式の検討	－	
	容量、水理計算	－	
	施設計画	－	
	配置計画	－	
	各種図面作成	－	
	概算事業費の算出	－	
	まとめと照査	－	
下水処理による水質向上の見通し	放流先水域の状況	－	
	下水処理による水質向上の見通し	－	
	まとめと照査	－	
財政計画の策定	年度別整備計画	2,952	筋ヶ浜、山陰※1
	年度別事業費の算出	〃	〃
	財源計画	〃	〃
	下水道使用料等の見通し	－	
	まとめと照査	2,952	筋ヶ浜、山陰※1
提出図書の作成	事業計画書	5,377	
	事業計画説明書	5,377	
	提出図面まとめ	5,377	
	その他参考図書まとめ	－	
	まとめと照査	5,377	
環境省提出図書		－	
設計協議		5,377	

※1：「雨天時浸入水対策計画書」に係る精査作業を含む。

（2）都市計画法事業認可申請図書作成

項目	対象面積(ha)	備考
基本事項の打合せ	5,063	第2武久中継ポンプ場の追加
計画図	〃	〃
申請書	〃	〃
参考図書	―	
まとめと照査	5,063	第2武久中継ポンプ場の追加

6.その他

測量業務は含まない。

第2武久中継ポンプ場の施設計画(計画図、容量計算書)は、当該施設の基本設計成果品を参考に作成し、これと整合を図ること。

雨天時浸入水対策に伴う山陰終末処理場の簡易処理施設計画、導水渠計画は含まない。

7.提出図書

（1）下水道法による事業計画業務

1）下水道事業計画申請図書 A4判製本 5部

2）その他参考図書 5部

3）下水道事業計画書(ダイジェスト版) A4判製本 15部

（2）都市計画事業認可申請図書 A4判製本 5部

（3）打合せ議事録 A4判 1式

（4）電子データ 1式

別紙３

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

１　環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

２　事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

３　苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

４　配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

(1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。

(2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。

(3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
(4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
(5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
(6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
(7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
(8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙４

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第３　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第５　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第６　乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

（再委託の禁止）

第７　乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うも

のとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

（資料等の返還等）

第８　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第９　乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙５

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

（総則）

第１条　甲と乙は、下関市暴力団排除条例第３条に規定する基本理念に基づき、同条例第６条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第６号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

（関係機関への照会等）

第３条　甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第１項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

２　乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第４条　乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

２　甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。